

# 横浜市記者発表概要

令和2年5月21日  
教育委員会事務局  
北部学校教育事務所教育総務課

## 教職員の懲戒処分について

### 1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	教諭 (女性 30代)
処 分 日	令和2年5月21日 (木)
処 分 内 容	停職1箇月
監 督 者 責 任	校長・嚴重注意
概 要	当該教諭は、令和2年3月1日(日)16時30分頃、東京都稲城市内の量販店で、支払いをしていない商品15点(紙おむつや洗剤等、総額13,568円相当)を持って店舗の外に出たところ、量販店の保安員に呼び止められた。 その後当該教諭は、店側からの通報により、警視庁多摩中央警察署の警察官に事情聴取を受け、窃盗行為を認めた。

### 2 北部学校教育事務所長コメント

当該教諭の行為は、教員としてあるまじきものであり、このような不祥事が起こったことは誠に遺憾であり、極めて許しがたいことです。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

北部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-944-5970